

屋久島町地球温暖化対策実行計画策定業務委託 提案競技実施要項

1. 企画提案競技の目的

屋久島町(以下、「本町」という。)は、2019 年3月に屋久島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を、昨年度には屋久島町地域脱炭素マスタープランを策定し、2030 年度における CO₂ 排出量削減の目標設定と目標達成に向けた基本的な取組みを整理・検討したところである。

このため、本事業では、昨年度策定の屋久島町地域脱炭素マスタープランをベースとして、屋久島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の見直し(削減目標の向上など)を行い、区域施策編と事務事業編を一体とした「屋久島町地球温暖化対策実行計画」を策定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 件名

屋久島町地球温暖化対策実行計画策定業務

(2) 内容

本業務では、以下の7項目について整理、検討を行う。

①から⑥は、昨年度策定の屋久島町地域脱炭素マスタープランをベースに整理し、追加検討が必要な下線部は、新たに調査を実施のうえ作成する。⑦は 2019 年3月策定の屋久島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を更新し、⑧は鹿児島県の計画内容を踏まえ作成する。

① 計画の基本的事項

(計画の位置づけ、計画の期間、計画の基準年度及び目標年度、対象とする温室効果ガス)

② 計画策定の背景・意義

(地球温暖化の影響、地球温暖化防止に向けた国際的な動向、国及び鹿児島県の取組)

③ 屋久島町の地域特性

(屋久島町の現状と課題)

④ 屋久島町全域における地球温暖化対策(区域施策編)

(温室効果ガス排出量の現状と将来推計、森林整備・保全に伴う二酸化炭素吸収量の推移、屋久島町の目指す将来像、温室効果ガス排出量の削減目標、目標の達成に向けた施策・推進体制、住民説明用資料)

⑤ 再生可能エネルギーの導入促進

(再生可能エネルギーの導入状況、導入目標、目標の達成に向けた施策)

⑥ クリーンエネルギー導入の可能性

(CO₂ を排出しない水素を活用した地域活性化や町民生活の実現にむけた施策)

・家庭での化石燃料使用量及び使用料:左記を水素エネルギーに置き換えた場合の使用量及び使用料

・水素製造及び運送に係る経費算出

⑦ 町有施設における地球温暖化対策(事務事業編)

(町有施設における温室効果ガス排出量の現状と将来推計、温室効果ガス排出量の削減目標、目標の達成に向けた施策・推進体制)

⑧ 地域気候変動対策(適応策)

(鹿児島県気候変動適応計画の屋久島町版)

(3) 履行期限

契約日～令和7年1月末日

(4) 業務実施上の条件

以下の通りとする。

①打合せの実施

本業務の実施に当たっては、月2回程度の打合せを行うものとする。

②提案に係る費用負担

提案競技書等の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。

③提案限度価格

5,000千円(消費税込)以内とする。

(5) 成果品

本業務の成果をとりまとめ、以下の成果物を提出すること。

①報告書を収めた電子ファイル一式

CD または DVD で納品すること。

3. 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当しない者
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間があるものではないこと。
- (3) 次の申立てがなされていない者
 - ① 破産法(平成16年6月2日法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)第21条の規定による再生手続きの申立て
- (4) 税金(国税、地方税)に滞納がないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 次に該当しない者
 - ① 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置用権に該当した場合、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4. 企画提案書の内容

本案件に参加する場合は、以下の書類を添えて応募する。

(1) 提案競技参加申込書(様式1)

(2) 提案書(本業務に関するプロポーザル提案(様式2))

ア 正本1部 (提案者名を記載し、代表者印を押印したもの。)

イ 副本5部 (提案者名が分からないよう、識別できるものが一切記載していないもの。)

1～4までについては、A4版2枚以内で整理するとともに、5 本業務に関する企画提案は、A4版3枚以内で分かりやすく簡潔に記載する。

(3) 提案競技質問書(様式3)

本要領等の内容に関する質疑については、「提案競技質問書(様式3)」により電子メールで、令和6年6月7(金)17時までに提出すること。なお、回答は、参加表明者すべてに電子メールで回答する。(ただし、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除く。)

(4) 参考見積

企画内容の項目別に見積を算出すること。(見積書は任意様式とします。)

ア 正本1部 (提案者名を記載し、代表者印を押印したもの。)

イ 副本5部 (提案者名が分からないよう、識別できるものが一切記載していないもの。)

(5) 添付資料

① 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)

② 企画提案者の登記簿謄本(写し可)

③ 国税・地方税に滞納がないことの証明書(写し可)

5. 事業者の決定

(1) 選考会

屋久島町が設置する選考委員会において、提出された提案書により以下の項目について評価を行い、最も評価点が高い提案者を受託候補者として決定する。また、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して受託候補者としての適否を判断する。

評価項目	評価の観点	配点
本業務に関する企画力、技術力、調査能力	・ 本業務を実施するための、企画力、技術力、調査能力が適切であること。	20 点
各調査内容に関する提案	・ 本町の状況に関する理解度が適切であること。 ・ 本業務の趣旨を十分に理解した提案内容となっていること。 ・ 実現性のある提案となっていること。 ・ 独創性、先進性のある提案内容となっていること。	40 点

同種または類似業務の実績、実施体制、実施スケジュール	・ 本業務を実施するために必要となる能力及び実施体制を有していること。 ・ 本事業の実施、推進にあたって協力可能な有識者及び協力事業者等のネットワークを有していること。	30 点
見積金額	・ 提案内容に対して、見積金額が適切であること。	10 点
合計		100 点

(2) 選定除外について

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ア 委託料上限額を超える金額での提案書の提出があったとき。
- イ 提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ウ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(3) 選考結果

選考の結果は、すべての提案者に電子メールにて通知する。併せて、屋久島町公式ホームページで公開予定。

なお、選考結果に関する質問・照会には応じない。

6. 提出書類の取り扱い

(1) 提案書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

(2) 提出書類は返却しない。

なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用するのではない。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。

(4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがある。

7. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

8. 契約

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、受託候補者と提案内容を基に最終的な仕様等を決定する協議を行い、業務契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務契約手続きのための協議を行う。

9. その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議の上で変更することがある。
- (3) この委託で作成された成果品は、屋久島町に帰属するものとする。

10. 提案書等の提出

(1) 提出期限

募集開始	令和6年5月27日(月)
参加申込提出	令和6年6月 3日(月)17:00 まで
質問締切	令和6年6月 5日(水)17:00 まで
質問回答	令和6年6月 7日(金)17:00 まで
提案締切	令和6年6月14日(金)17:00 まで
選考会	令和6年6月20日(木)※予定

※選考は書類審査のみとし、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

(2) 提出方法

持参または郵送

【郵送の場合は、特定記録又は簡易書留にて期限までに必着のこと。】

(3) 提出先

屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係(担当:寺田)

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

電話: 0997-43-5900(内線 232)

E-mail: shizen@town.yakushima.kagoshima.jp